

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

埼玉県吉川市

2 構造改革特別区域の名称

吉川市こども発達センター給食搬入特区

3 構造改革特別区域の範囲

埼玉県吉川市の全域

4 構造改革特別区域の特性

吉川市（以下、「本市」という。）は、埼玉県の南東部に位置し、区域は、31.66平方キロメートル、東は江戸川、西は中川に挟まれ、ほぼ平坦な地形で、3割以上が水田となっている田園都市である。また、都心から25キロメートル圏内に位置し、隣市に大型商業施設が建設され、市内にJRの駅が2つあり、交通やショッピングの利便性もよく、四季折々の風景に魅了されるまちである。

本市は、土地区画整理事業等により、人口は着実に増加し、平成27年2月に7万人を超え、令和8年1月1日現在、72,165人となっている。年少人口は、平成22年に1万人に達し、以降1万人程度を維持している。市が実施した人口推計調査において、市の年少人口は、令和26年まで緩やかな増加傾向となることが示されている。

本市の障がい児支援施策としては、令和6年度～令和11年度までの6年間を計画期間として策定した第5次吉川市障がい者計画において、「子どもの健やかな成長を支援する体制づくり」を基本目標とし、「発達・療育支援環境の充実」「保育・教育環境の充実」「切れ目のない支援の仕

組みづくり」を施策目標に掲げ、福祉・教育・保健・子育て等の各担当課が連携し、ライフステージに応じた相談支援の実施に取り組んでいる。

また、本市が運営している吉川市こども発達センター（以下、「センター」という。）は、平成14年に市第2保育所内に併設する療育施設として市の独自事業として設置した。そのうち、第2保育所の老朽化により平成31年に第2保育所の建て替え工事を実施するため、センターは、市保健センター2階部分を改修し、平成30年度に移転した。移転後は、児童福祉法に基づく児童発達支援事業を実施、令和3年度から保育所等訪問支援事業を開始し、地域の要配慮児童やその家族の相談や助言を行うなど、市の中心的な療育施設として整備を進めているところである。

このような背景には、ここ数年、発達障がいに対する認知度が上がったことや早期に療育を受けるニーズが高まり、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業を利用する児童は大きく増加していることが挙げられる。その結果、本市においても、障害児通所支援事業所が少しずつ増加しているとともに、これまで保護者の共働き等を理由に療育が受けられなかった幼稚園や保育所などに属している配慮が必要な児童についても、療育が受けられる環境になってきている。

その反面、要配慮児童を取り巻く関係機関が連携できるような支援体制が不十分であり、保護者に対する支援、要配慮児童を取り巻く環境の整備など、総合的な支援体制の構築が必要であり、本市においても、センターがその役割を担う児童発達支援センターとしての設置（認可申請）を検討していた。

しかし、児童発達支援センターに求められる給食の施設内調理は、財政的に過大な負担が生じるため、児童発達支援センター設置の大きな障壁となっていた。そこで、令和3年11月30日付で構造改革特別区域法第4条第9項の規定に基づき、吉川市こども発達センター給食搬入特区の認定を受けた。

5 構造改革特別区域計画の意義

平成14年に市内の療育施設として設置した当初から、療育を必要とする児童の食事についての課題は大きく、第2保育所内に併設した利点を活かし、保育所内で調理した給食をセンターの児童にも提供していた。移転後、第2保育所から離れた施設で児童発達支援事業所としての開所となったが、センターでの給食提供は、とても重要な療育の一環であり、移転先でも継続して提供するために、市第1保育所で調理された給食を搬送して、現在も提供している。

第2期吉川市障がい児福祉計画においては、国の指針に基づき、令和5年度末までに保育所等訪問支援の構築と児童発達支援センターの設置を目標として、センターでは、令和3年度から保育所等訪問支援事業を実施し、令和4年度にはセンターを児童発達支援センターとして設置した。

センターは、市の中心的な療育施設として、児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業を継続的に実施し、地域の要配慮児童やその家族の相談や助言を行うだけでなく、要配慮児童を取り巻く関係機関との連携を図り、環境調整を行うなどの障がい児計画相談支援事業に取組み、総合的な支援ができる施設として整備したのである。

現在、本特定事業として容認されている第1保育所からの「吉川市こども発達センター給食搬入特区」により、センターを児童発達支援センターとして位置づけ、嘱託医の整備や心理判定の実施など、これまでの児童発達支援事業を強化し、さらに障がい児計画相談支援事業を実施することで、要配慮児童が早期から療育についての相談をする機会や指導などが受けられる環境を整え、関係機関との連携を強化し、地域の保育や教育などにおいて切れ目のない総合的な支援体制の充実を図っている。

しかし、数年前から第1保育所の厨房設備の老朽化と、それに伴う人員への負担が課題となり、令和元年度に整備した市第2保育所からの給食搬入を検討し、この搬入元の変更が本特定事業として容認されれば、今後もこれまで同様の児童発達支援センターとしての機能を継続していくことができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

給食の外部搬入方式容認により、児童発達支援事業所から児童発達支援センターへ移行することができた。センターは、地域の中心的な療育施設として、市内の要配慮児童やその家族、要配慮児童を取り巻く関係機関等の相談や助言を行い、市内の療育サービスの質の向上、総合的な支援体制の充実が図れることが期待されている。また、今後は、医療の進歩等により、家庭でケアされている重度の障がい児への支援にも取り組んでいきたいと考えている。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

センターが地域の中心的な療育施設となることで、地域の障害児通所事業所の利用状況を把握し、事業所間の連携や情報交換のしやすい環境調整を行うことで、地域の障害児通所事業所の質の向上が図れる。また、児童発達支児童福祉法に基づく障害児通所事業と、学校教育法に基づく教育機関との連携を図るなど、要配慮児童が就学や進学などの節目において切れ目のない支援体制を構築していくことができる。

8 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

別紙

1 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内の児童発達支援センター

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

令和8年4月1日

4 特定事業の内容

構造改革特別区域内における児童発達支援センター（以下、「センター」という。）の給食について、吉川市第2保育所内にある調理場で調理して搬入する外部搬入方式とする。吉川市第2保育所内の調理場における調理業務は本市から民間事業者へ委託する。給食の配送は、センター職員が、専用の自動車にて搬送する。

5 当該規制の特例措置の内容

（1）環境整備

構造改革特別区域内にあるセンターにおいて、センター利用児童への食事の提供の責任はセンターにあるものとする。また、給食の調理は、アレルギー対応食や障害特性に応じた給食の調理に必要な調理器具等が整備された第2保育所内調理室で委託事業者が調理し、センターが搬送する。

センターにおいても、加熱・保存等の機能を有する設備を備え、利用児童の特性に配慮した給食の提供に努める。アレルギー対応食などを含め、障害特性に配慮した給食調理業務については、本市と委託事業者が必要事項を定め、委託契約を交わし、責任をもって実施する。

(2) 児童の特性に応じた対応

給食の提供は、昼食1回とし、献立等については市の栄養士が作成し、委託事業者は児童の発達状況や障害特性に応じた調理方法の工夫など必要な配慮を講ずる。

給食の形態は主菜・副菜を提供し、児童の発達状況に応じ、常食、刻み食、流動食などの配慮を委託事業者が行い、センターでは、刻む、小分けにする、食器を工夫するなどの配慮を行う。児童の特性に合わせた配慮については、定期的に委託事業者と打ち合わせ、児童の特性に合わせて柔軟に対応する。また、保護者や医師から得られた情報に基づき、アレルギーの状態や体調不良等に十分配慮し、アレルギー対応食の提供等に適切に応じる。

センターは、児童の食事の様子を観察し、児童の発達状況に応じて、給食の形態、食器や椅子・机の工夫、声掛け等の支援方法、席の配置など様々な角度から児童を評価し、センター内で児童への支援内容について検討・共有し、必要に応じ、保護者とも支援方法について共有し、適切な食事を提供する。

(3) 衛生管理

第2保育所内調理室の衛生管理について、委託事業者は「大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)」等に基づいて、衛生マニュアルを作成し、そのマニュアルに基づいて、業務従事者は業務にあたり、年2回以上自主衛生検査を実施する。従業者は定期的に検便を実施し、結果を毎回、市保育幼稚園課に報告する。

センターは、外部搬入を行う際の衛生基準の遵守について、「保護施設等における調理業務の委託について」(昭和62年3月9日付社施第38号)において準拠されている「病院、診療所等

の業務委託について」(平成5年2月15日指第14号)第4の2の規定を遵守し、常に衛生管理に努める。

(4) 委託契約等の締結

構造改革特別区域内におけるセンターの給食は、本市と事業者が締結する「吉川市立第2保育所給食調理業務委託契約書」に基づき、第2保育所内調理室で委託事業者が調理を行う。

調理にあたっては、「構造改革特別区域内における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について(平成18年3月31日障発第0331011号)の3(2)及び(3)を遵守することとし、センターは、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうる体制及び調理業務委託事業者との契約内容を確保する。委託事業者は、センターにおける給食の趣旨を十分に理解し、衛生管理業務、調理業務を適切に行える事業者とする。

(5) 食を通じた子どもの健全育成(食育)

食の提供及び食育活動については、「第3次吉川市食育推進計画」、「保育所における食育に関する指針」の内容を基本として、実施する。

食べることは、生きる源であり、規則正しい生活習慣を送る基礎となる。また、食べる行為は、心身の発達に深く関係しており、発達段階に応じて、豊かな食体験を重ねていくことは、食への関心を高める。

センターに通所するこどもたちは、障がい特性により、過度のこだわり、嚥下・そしゃく機能の低下、手指巧緻性や体幹機能の低下、活動への集中困難など様々な課題を抱えている。それらの課題を克服する上で、食事をするという活動は有効な手段であると同時に、コミュニケーションを育むことができる。

センターで作成する個別支援計画には、この食育に関する項目を盛り込んで、健康な生活習慣の獲得や食への興味関心を育んでいく。

【吉川市こども発達センターの概要】

1 定員 20名

2 給食を提供する児童数 10名（令和8年1月1日現在）最大20名まで

3 職員数 13名

内訳

管理者 1名

児童発達支援管理責任者 1名（保育士兼務）

保育士 7名（会計年度任用含む）

言語聴覚士 1名（会計年度任用）

作業療法士 1名（会計年度任用）

公認心理士 1名（会計年度任用）

医師（嘱託医） 1名

4 調理室の面積 5.25㎡

5 調理設備・器具

流し台、IH調理器2口、給湯器、冷凍冷蔵庫、配膳台、収納棚

6 配送計画

委託業者 吉川市こども発達センター

8:00調理開始

10:30吉川市こども発達センター出発

10:40 調理完了
10:45 第2保育所到着
10:50 昼食搬出
11:05 吉川市こども発達センター到着・配膳
11:15 昼食喫食
12:20 給食終了
12:30 吉川市こども発達センター出発
12:45 第2保育所到着
12:50 食器・食缶等返却